

第4節 災害状況等の収集・伝達計画

この計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合、関係機関等の協力を得て、本村の地域にかかる災害の被害状況等を迅速かつ的確に収集報告するためのものとする。

1 災害状況等の収集報告

災害に伴う災害情報、被害状況の収集及び報告については、法令等に特別の定めがある場合のほか、この計画に定めるところによる。したがって、各対策班長はあらゆる手段を用いて状況を収集把握、被害状況が確定するまで、随時災害対策本部に報告するものとする。

なお、これらの収集及び報告は災害対策の基礎資料となるものであるから、迅速かつ的確に実施することを要する。

2 報告の種類

災害発生の時間的経過に伴い、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告の3段階及び災害年報に区分する。報告は沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等により行うものとするが、最終報告及び特に指示されたものについては文書により報告するものとする。

災害概況即報(発生報告)	災害が発生したとき、直ちに概況を報告する。
被害状況即報(中間報告)	被害状況等の全容が明らかになったときから、応急対策が完了するまでの間随時その状況を報告する。
災害確定報告(決定報告)	災害応急対策の措置が終了しその被害が確定したとき報告する。

(1) 災害概況即報

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できない場合(たとえば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)に災害即報様式第1号に基づく内容を県(防災危機管理課)へ沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合にあつては、総務省消防庁に報告するものとする。

(2) 被害状況即報

被害状況が判明次第逐次報告するもので災害即報様式第2号に基づく内容を、県地方本部等を経て県災害対策本部総括情報班(防災危機管理課)に沖縄県総合行政情報通信ネットワーク等で報告する。

また、県に報告できない場合においては、総務省消防庁へ報告するものとする。

(3) 災害確定報告

被害状況の最終報告であり、同一の災害に対する応急対策が終了した後 20 日以内に災害報告様式第 1 号に基づく内容について地方本部等を経て、県災害対策本部総括情報班(防災危機管理課)に報告する。

(4) 災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害の被害状況について翌年 4 月 1 日現在で明らかになったものを災害報告様式第 2 号に基づき 4 月 15 日までに県(防災危機管理課)に報告する。

3 災害概況即報の調査

(1) 概況調査方法

大規模な災害が発生した場合、参集途中の職員による情報収集、自治会長及び関係機関等から下表の災害情報を収集し、情報源、地域別、被害種別に整理して、素早く被害の全体像を把握する。

●災害情報

災害の規模、範囲等の情報	地震の規模、震度、範囲、津波情報、気象・水象等情報
被害情報	人的被害、物的被害、公共施設の被害、火災の状況、医療機関の被災状況、港湾、電気、ガス、水道等
避難状況	避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況、避難者数、避難所の場所
通信網の確保状況等に関する情報	村関係機関、県、警察、自衛隊等防災関係機関、ライフライン関係機関、報道機関、防災通信無線施設の被災・稼働状況等
道路等交通情報	国道・県道・村道の被災状況、通行不可能場所の把握、交通渋滞等の情報、海上交通情報等
対策情報	消防活動状況、避難所(開設、食料、生活必需品供給情報)、障害物除去状況、応援対策のための物資、資材の供給状況、救助活動、応援・支援状況、医療機関の稼働状況等
その他の情報	大規模災害時における消防機関への 119 番通報の殺到状況、苦情その他の状況等

(2) 概況調査の報告

登庁した職員は、参集途中で収集した情報を別紙様式(概況調査票)に記入の上、総務対策班長へ報告するものとする。ただし、火災や人命に係る場合は、口頭により直接消防本部及び総務対策班長へ連絡し、事後速やかに概況調査票を提出する。

また、被害の全体を把握するため、特に被害が見受けられなかった場合も、被害なしとして報告するものとする。

総務対策班は、各職員より収集した情報(概況調査事項等)を直ちに災害概況即報として災害即報様式1号にて県へ報告する、特に死傷者、住宅被害を優先させる。

(3) 推定による被害情報の把握

大地震等大規模災害時には、通信や交通の途絶等により、効果的な情報収集作業が行えないことから、このような情報の空白空間においては、被害の大まかな様子を推定し、これに基づいて、初動対応を実施しなくてはならない。

従って、参集途中の職員による情報の収集や、公共施設の屋上からの被害調査、情報がない地域へ職員を派遣するなど積極的に情報を収集し、素早く全体の被害状況を推定するものとする。

概 況 調 査 票

整理番号

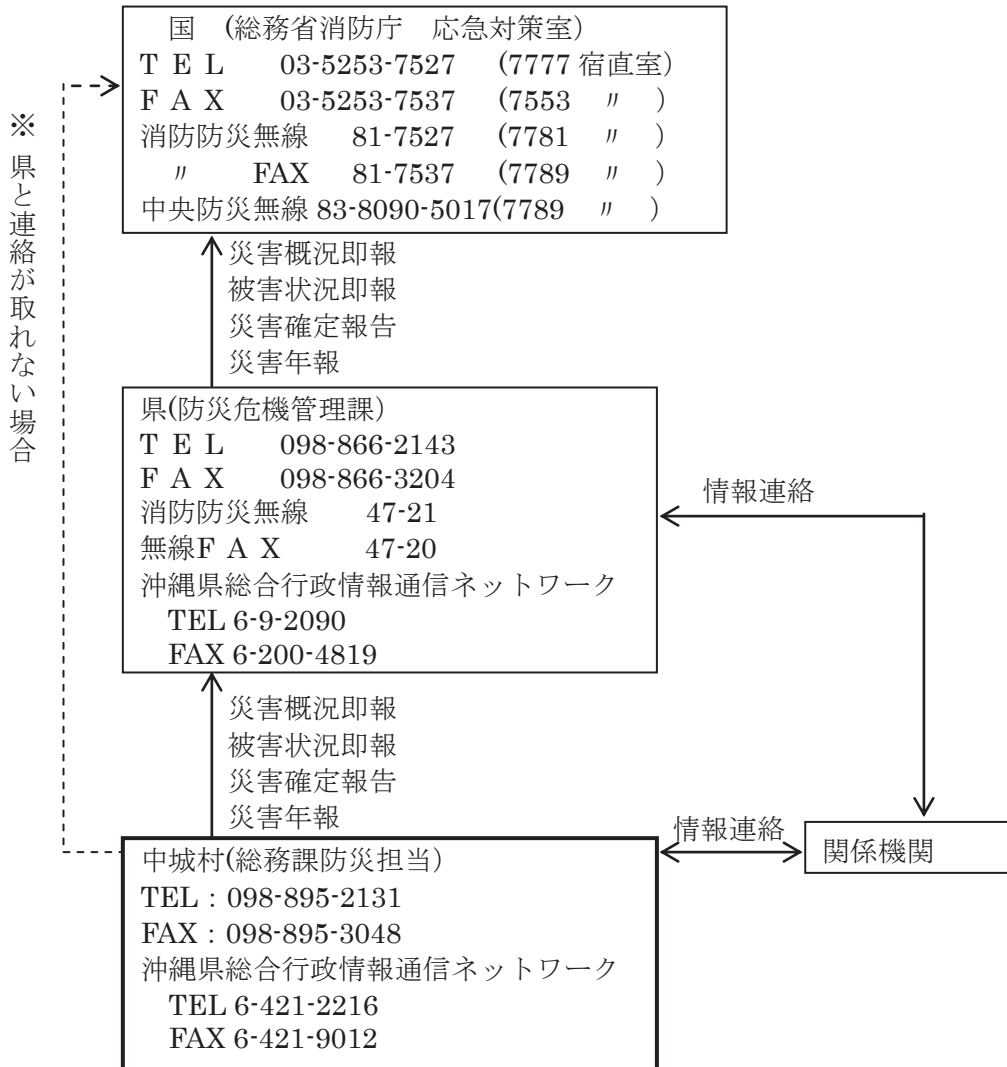
(参集後に各自で記入すること)

報告日時	年	月	日	時	
	分				
所属名					課
報告者名					

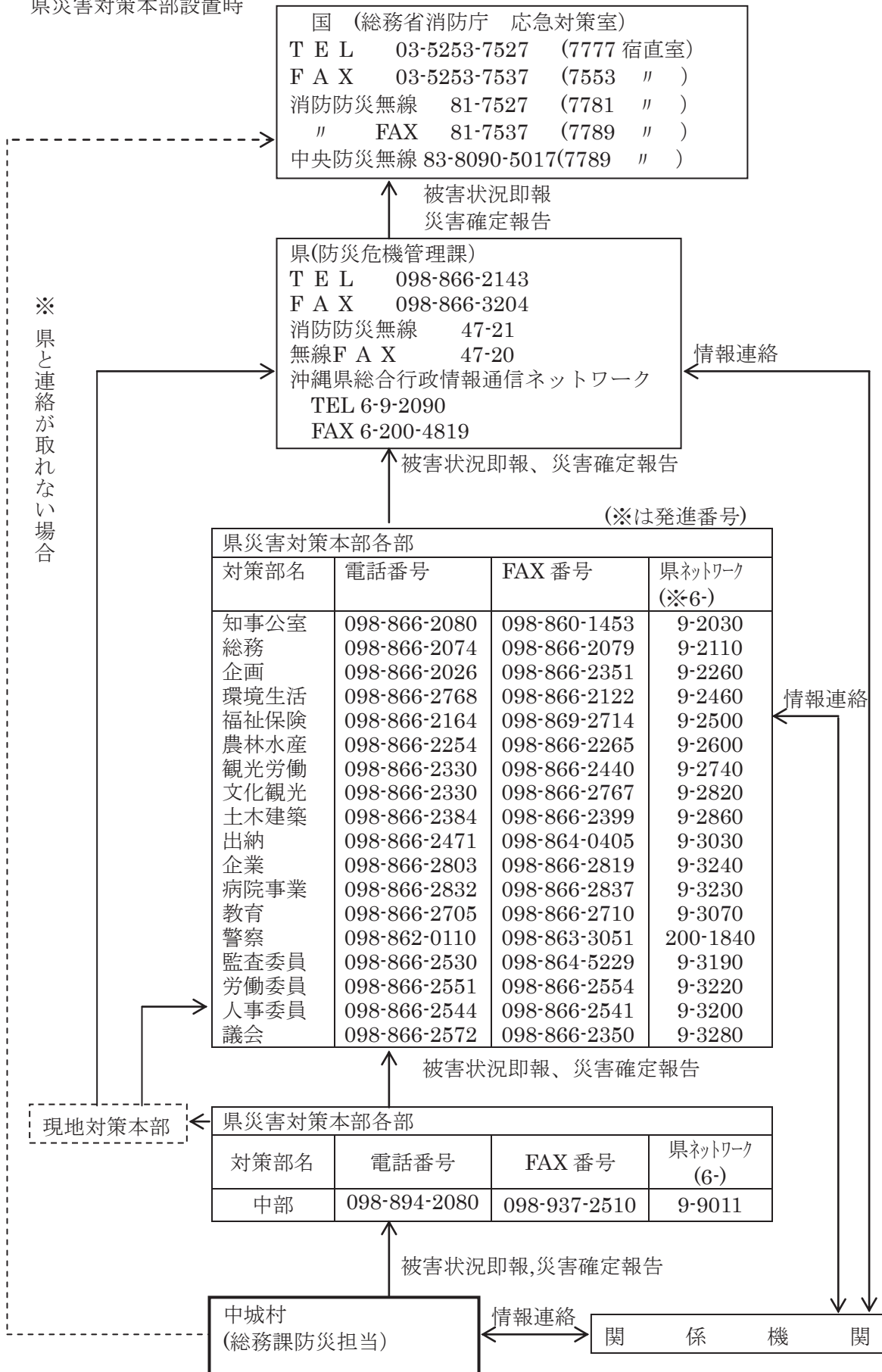
	災害種別	地震・水害・火災・その他	発生日時	年 月 日 時 分
災害の概況	1. 自宅付近の状況(あなたの住所等も記入すること) :			
	2. 地区ごとの被害の有無 道路 ・ 施設 ・ 建物 ・ その他 (具体的内容・被害がない場合も記入すること) :			
	3. 救助者の有無 有 ・ 無 (具体的内容) :			
	4. 火災の発生状況 有 ・ 無 (具体的内容) :			
	5. その他気付いたこと :			
地図・略図				

○災害情報連絡系統図

県災害対策本部未設置時



県災害対策本部設置時



被害概況即報

災害即報様式第1号

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 _____ (第 _____ 報)

災害の概況	発生場所		発生日時	年 月 日 時 分		
被害の状況	死傷者	死 傷 人	不明 人	住家	全壊 棟	一部破損 棟
		負傷者 人	計 人		半壊 棟	床上浸水 棟
* 住家については、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。						
被害集中地域 …						
応急対策の状況						

公立文教施設被害

市町村名()

学 校 名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注)「位置」欄は、市町村の字名を記入する

災害報告様式第1号補助表2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

市町村名()

被害施設名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
			千円	
計				

注)この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
 注)「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公 共 土 木 施 設 被 害

市町村名()

管理者 (市町村)	被害施設名	位 置	被 害 程 度	被害金額	備 考
				千円	
計					

注)この表は、公共土木施設災害普及事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 注)「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 注)「被害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、橋りょう名、砂防設備等を記入する。

その他の公共施設被害

市町村名()

管理者 (市町村)	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	
計					

農 産 被 害

1. 農作物被害 市町村名()

農作物等名	総栽培面積 ha	被害面積 ha	被害減収量 t	単価 円	被害金額 千円	備考
計						

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額 千円	備考

注)「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

市町村名()

1. 林産物等被害

林産物等名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害金額	備 考
		千円	

注) 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 注) 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

蓄産被害

市町村名()

1. 家畜等

家畜等	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注)「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

水産被害

市町村名()

1. 漁船被害

規模	隻数	被害程度	被害金額	備考
トン			千円	

2. 漁具被害水産物等被害

種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	

3. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注)漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 注)施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商工被害

市町村名()

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

注)「被害数量」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

災 害 年 報

		市町村名()				
り	災世帯数	世帯				
り	災者数	人				
公	立文教施設	千円				
農	林水産業施設	千円				
公	共土木施設	千円				
そ	の他の公共施設	千円				
そ の 他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
	被害総額	千円				
災	害	設置	月	日	時	分
			月	日	時	分
対	策本部	散	有	・	無	
災	害救助法適用	有	・	無		
消	防職員出動延人数	人				
消	防団員出動延人数	人				

災 害 年 報

市町村名()

災害名 発生年月日											計
区 分	死者	人									
	行方不明者	人									
	重傷	人									
人的被害	軽傷	人									
	全壊	棟									
		世帯									
	半壊	棟									
		世帯									
	一部破損	棟									
住家被害	床上浸水	棟									
		世帯									
	床下浸水	棟									
		世帯									
	非住家	公共建物	棟								
		その他	棟								
その他の	田	ha									
		ha									
	畑	ha									
		ha									
	文教施設	箇所									
	病院	箇所									
	道路	箇所									
	橋りょう	箇所									
	河川	箇所									
	港湾	箇所									
	砂防	箇所									
	清掃施設	箇所									
	崖くずれ	箇所									
	鉄道不通	箇所									
	被害船舶	隻									
	水道	戸									
電話	回線										
電気	戸										
ガス	戸										
ブロック塀等	箇所										
火災発生	建物	件									
	危険物	件									
	その他	件									
り災世帯数	世帯										
り災者数	人										
公立文教施設	千円										
農林水産業施設	千円										
公共土木施設	千円										
その他の公共施設	千円										
その他の被害総額	農産被害	千円									
	林産被害	千円									
	畜産被害	千円									
	水産被害	千円									
	商工被害	千円									
その他の被害	千円										
被害総額	千円										
災害対策設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
本部解散	散	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分		
災害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
消防職員出動延人数	人										
消防団員出動延人数	人										

〈 災害即報様式1号の記入要領 〉

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村(消防機関を含む。)及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、村民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

〈 災害即報様式2号の記入要領 〉

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、ピーク時の断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部 設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合において設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要求した市町村名、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被害者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	火災の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の 活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

別表 3

被害状況判定基準

災害により、災害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判 定 基 準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊する者で協同生活を営んでいるものについては、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が著しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。

被害区分		判 定 基 準
非 住 家 被 害	非 住 家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
田 畑 の 被 害	田の流失 埋 没	田の耕土が流失し又は砂利等の堆積のため工作が不能になったものとする。
	畑の冠水	植え付け作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失 埋 没	田の例に準じて取り扱うものとする。
そ の 他 の 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	院療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条に規定する患者 20 人以上の収容施設を有する病院とする。
	道 路	道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 2 条第 1 項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋 梁	道路を連絡するための河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法(昭和 39 年法律第 167 号)が適用され、若しくは準用された河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
崖 崩 れ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。	

被害区分		判 定 基 準
そ の 他 の 被 害	被害船舶	櫓、櫓のみをもって運転する船以外の船で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水する戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り災者数	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第5節 災害広報計画

この計画は、村民及び報道機関に対する災害情報、被害状況等の広報活動について、必要な事項を定め、もって災害広報の迅速を図るものとする。

1 実施責任者

村長は、村内における災害情報、被害状況、その他の災害に関する広報を行う。担当者は総務対策班及び企画対策班とする。

また、県、本村及び報道機関は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、それぞれの分担事務又は業務に基づき、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとするとともに、県及び村は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、村民に対する普及啓発に努めるものとする。

2 実施要綱

(1) 各班の広報

各班において、広報を必要とする事項が生じたときは、原則として総務対策班長に文書でもって通知するものとする。

(2) 広報広聴係

総務対策班は企画対策班との共同体制に基づき、各班が把握する災害情報その他の広報資料を積極的に収集し、すみやかに村民及び報道機関へ広報する。また、必要に応じて災害現場に出向き、写真その他の取材活動を実施する。

3 村民に対する広報の方法

(1) 収集した災害情報及び応急対策等村民に通知すべき広報事項は、広報内容に応じ次の方法により行う。

- ア 報道機関の協力により行う広報
- イ 防災行政無線、インターネット、広報車等により行う広報
- ウ 電話、口頭等による個別通知
- エ 写真、ポスター等の提示による広報

(2) 村民からの問い合わせに対する対応

- ア 来庁者に対する広報窓口の設置
- イ 広報車を現地へ派遣し、必要な事項の広報活動を行う
- ウ 専用電話、インターネット等を活用し、広報活動を行う

(3) 災害時要援護者に対する対応

- ア テレビの文字放送等を活用し、広報活動を行う

イ 手話及び外国語通訳を介し、広報活動を行う

4 報道機関に対する情報等の発表の方法

- (1) 報道機関に対する情報等の発表の方法は、企画対策班において行うものとする。
- (2) 情報等の発表に際しては、広報内容(日時、場所、目的等)を前もって各報道機関に周知させて発表するものとする。また、報道機関との連携が重要であるため報道機関の情報連絡員の派遣を要請する。

5 広報の内容

広報の内容は、概ね次のとおりとする。

- (1) 気象情報及び予警報等
- (2) 災害応急対策状況(交通情報、食糧、生活物資、ライフラインの復旧見込み等)
- (3) 不要不急の電話の自粛
- (4) 被災者の安否
- (5) 空き病院の情報
- (6) 二次災害防止のためにとるべき措置
- (7) その他必要と認める事項

第6節 自衛隊災害派遣要請計画

1 実施責任者

自衛隊に対する派遣要請は、村長が県知事を通じて行う。担当は総務対策班とする。

(1) 災害派遣を要請することができる者(以下「要請者」という。)

- ア 知事・・・・・・・・・・・・・・・・主として陸上災害
- イ 第十一管区海上保安本部長・・・・・・・・主として海上災害
- ウ 那覇空港事務局所長・・・・・・・・主として航空機遭難

(2) 災害派遣の要請を受けることができる者(以下「派遣命令者」という。)

- ア 陸上自衛隊第15旅団長
- イ 海上自衛隊第5航空群司令
- ウ 海上自衛隊沖縄基地隊司令
- エ 航空自衛隊南西航空混成団司令

2 災害派遣を要請する場合の基準

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条に基づく自衛隊災害派遣の要請基準。

- (1) 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認められる場合。
- (2) 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合。

3 知事への派遣要請等

(1) 知事への派遣要請

村長は、村域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は無線等で知事(防災危機管理課)に自衛隊の派遣要請を要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

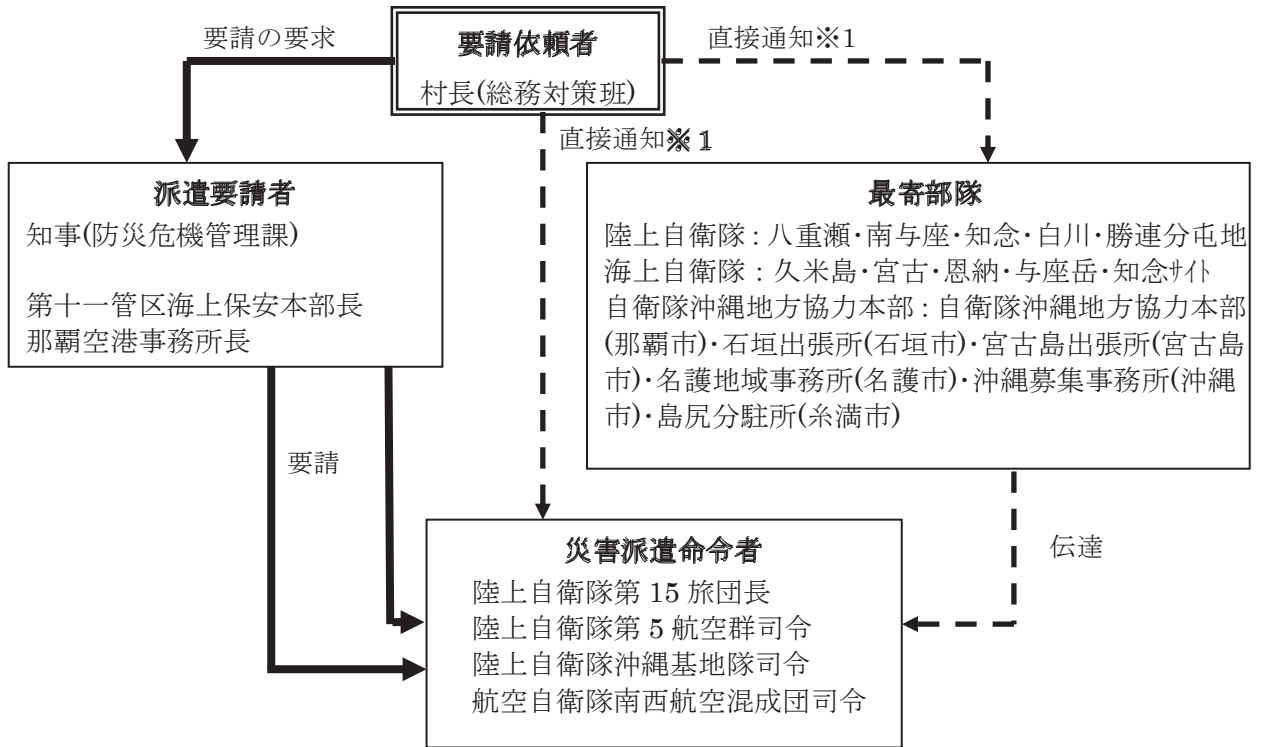
(2) 防衛大臣等への通知

村長は(1)の要求ができない場合には、その旨及び村域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定するものに通知することができる。

なお、村長は通知を行った場合は、速やかにその旨を知事(防災危機管理課)に報告しなければならない。

また、通知を受けた防衛大臣又はその指定するものは、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、知事の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。

自衛隊の災害派遣要請系統図



※1 県知事等へ要請を要求できない場合

災害派遣命令者の所在地等

	宛先	所在地	実務担当(昼間)		実務担当(夜間)	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276 ~279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政ネットワーク 6-522-0123	団本部当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行政ネットワーク 6-522-0123
海上自衛隊	第5航空軍司令	那覇市当間252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連平敷屋1920	沖縄基地隊本部警備課	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

急患空輸等の要請者及び要請先(電話：災害時に同じ)

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
船舶急患空輸及び 海難捜索	第十一管区海上保 安本部長	航空自衛隊南西混団	海上自衛隊第5空群
			海上自衛隊沖基
海上自衛隊第5空群		航空自衛隊南西混団	
海上自衛隊沖基			

4 要請の内容

災害派遣を要請する場合は、派遣命令者に対し、次の事項を明確にして文書をもって要請するものとする。

ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは、電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項(連絡責任者、連絡方法、宿泊施設の有無、救援のため必要とする諸器材、駐車場等の有無)

5 派遣部隊の活動内容

派遣部隊の実施する作業等は、災害の状況、他の救難期間等の活動状況等のほか、要請者の要請内容、現地における部隊の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりである。

- (1) 被災状況の把握(偵察行動)
- (2) 避難の援助(避難者の誘導、輸送)
- (3) 避難者等の捜索、救助
- (4) 水防活動(土のう作成、運搬、積み込み)
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開(損壊、障害物の啓開、除去)
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送(救急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送)
- (9) 炊飯及び給水支援
- (10) 救援物資の無償貸付け又は譲与(総理府令第1号(昭和33年1月1日付)による)
- (11) 危険物の保安及び除去(火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去)
- (12) その他(自衛隊の能力で対処可能なもの)

6 村の準備すべき事項

自衛隊派遣に際しては、次の事項に留意するとともに、自衛隊の任務を理解し、その活動を容易にするようにこれに協力するものとする。

- (1) 災害地における作業等に関しては、村及び県当局と派遣部隊指揮官との間で協議して決定するものとする。
- (2) 村は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の責任者を指定しておくものとする。
- (3) 派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設を提供するものとする。
- (4) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する機械、器具類、材料、消耗品類は、特殊なものを除き、出来る限り村において準備するものとする。

7 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限等

(1) 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、次の措置をとることができる。

ア 警察官がその場にはない場合(自衛隊法第 94 条)

- ・避難命令等(警察官職務執行法第 4 条第 1 項)
- ・土地、建物等への立入(警察官職務執行法第 6 条第 1 項)
- ・緊急車両の通行を妨害する車両等の道路外への移動命令(災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項)(所管警察署長への通知)

イ 村長その他村長の職権を行うことができる者がその場にはない場合

- ・警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令(災害対策基本法第 63 条第 3 項)(村長への通知)
- ・他人の土地等の一時使用等及び現場の被災工作物等の除去等(災害対策基本法第 64 条第 3 項)
- ・村民等を応急措置の業務に従事させること(災害対策基本法第 65 条第 3 項)(村長への通知)

(2) 自衛官の措置に伴う損失・損害の補償

次の損失・損害については、村が補償を行う。

ア 自衛官の行う他人の土地の一時使用等の処分(法第 64 条第 8 項において準用する同条第 1 項により通常生ずべき損失)

イ 自衛官の従事命令(法第 65 条第 3 項において準用する同条第 1 項)により応急措置の業務に従事した者に対する損害

8 ヘリポートの準備

(1) ヘリポートの確保について

村は、災害時のヘリポートとして指定できるよう利用可能なスペースの確保に努める。

(2) 受入れ時の準備

ア 離着陸地点には、**H** 記号を風と平行方向に向けて表示(石灰等)するとともに、ヘリポートの近くに上空からの風向、風速の判定ができるよう、吹き流しを掲揚する。

イ 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

ウ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。

エ ヘリポート付近の村民に対して、ヘリコプターの離発着について広報を行う。

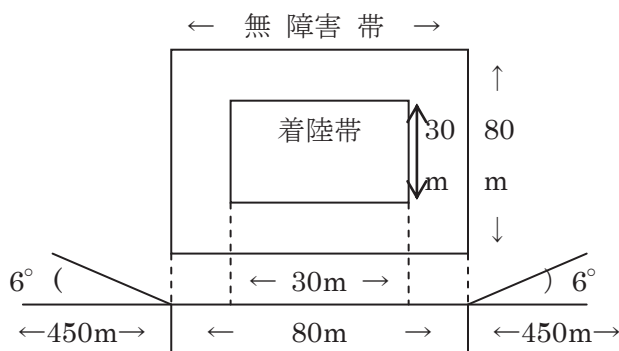
オ 物資を掲載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。

カ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。

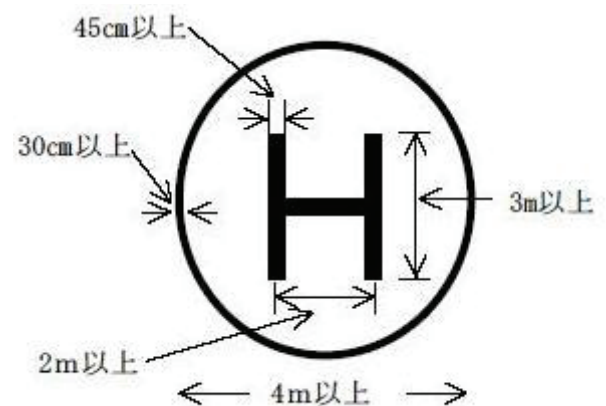
キ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

(4) ヘリポートの設置基準

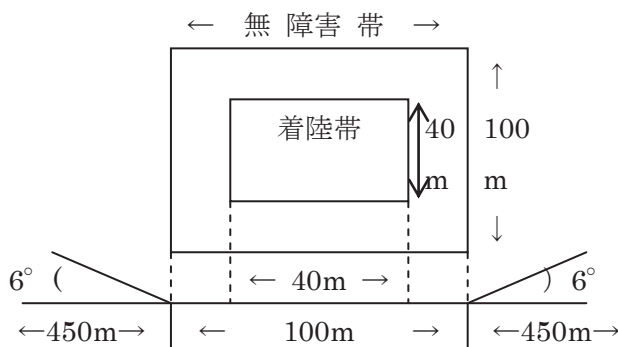
ア 中型機(UH-60JA)の場合



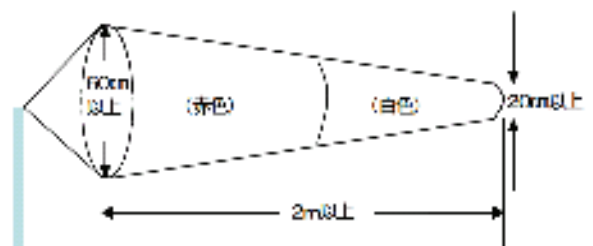
ウ ヘリポートの表示基準



イ 大型機(V-107、CH-47J)の場合



エ 吹き流しの掲揚基準



9 派遣部隊との連絡調整

自衛隊は、災害発生が予想される場合は直ちに要請に応じられるよう、村又は県へ連絡幹部を派遣し、県又は村との調整・連絡にあたる。

災害の発生が予想される場合、県又は村は、自衛隊が派遣する連絡幹部等に対し、必要な情報の提供に努める。

10 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の派遣要請を待ついとまがない場合において、派遣命令者は、要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等を派遣する。この場合において派遣命令者は、できるだけ早急に知事に連絡し、緊密な連携のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

なお、部隊等派遣後に、知事から災害派遣の要請があった場合においては、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

部隊等の長が、要請を待たないで災害派遣を行う場合の判断基準は次のとおりである。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

例えば

ア 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む。)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。

- (3) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (4) その他、上記(1)から(3)までに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

11 経費の負担区分

- (1) 災害派遣部隊等が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは、村及び県の負担とし、細部はその都度要請者と災害派遣命令者間で協議のうえ決定するものとする。

- ア 派遣部隊が連絡のために宿泊施設等に設置した電話の施設費及び当該電話による通話料金
 - イ 関係公共団体等の宿泊施設に伴う施設借上料、電気、水道、汚物処理等の料金
 - ウ 岸壁使用料
- (2) その他上記(1)に該当しない経費の負担については、要請者と災害派遣命令者の間で協議の上協定を行うものとする。

自衛隊災害派遣要請依頼書

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

中城村長

印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

みだしのことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

(1) 災害状況

(2) 派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

年 月 日(時 分)から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他事項

第7節 相互応援協力計画

この計画は、大規模災害発生時において村単独では十分な応急措置が実施できないことが予想されるため、県、隣接する市町村又は指定地方行政機関の職員の応援により災害応急活動の万全を図るものである。

1 実施責任者

この計画による要請は、村長が行う。担当は総務対策班とする。

2 派遣要請方法

ア 隣接市町村等相互間の応援

村長は、本村の地域にかかる災害が発生した場合において応急措置を実施するために必要があると認めるときは、隣接する他の市町村長に対し職員等の応援を求めるものとする。

イ 指定地方行政機関の職員等

村長は、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を明示して職員等の派遣要請を行うものとする。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職種別人員数
- (ウ) 派遣を要請する期間
- (エ) 派遣される職員の給与、その他の職務条件
- (オ) その他職員等の派遣について必要な事項

ウ 知事への職員派遣あっせん要請

村長は、知事に対し県、指定地方行政機関又は他の地方公共団体の職員の派遣について、イの事項を明示してあっせんを求めるものとする。